

入札説明書

下北山村観光案内・特産品販売施設ショーケース等備品購入に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加を希望する者は、下記の事項を熟読の上、申請しなければいけません。

1 公告日 令和 8 年 3 月 1 3 日

2 契約者 下北山村長 南 正文

3 入札担当部課等の名称、所在地

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002

下北山村役場 地域振興課

電話 07468-6-0074 F A X 07468-6-0026

メールアドレス iju@vill.shimokitayama.lg.jp

4 入札に付する事項

- (1) 入札番号 下地備第8-1号
- (2) 入札件名 下北山村観光案内・特産品販売施設ショーケース等購入
- (3) 物品概要 下北山村観光案内・特産品販売施設に伴う備品の購入
- (4) 納入場所 奈良県吉野郡下北山村上池原地内
- (5) 納入期限 令和 8 年6月15日(月)

5 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 原則として、同種の営業を引続き1年以上営んでおり、かつ過去10年以内に類似内容の納入実績を有し、調達物品及び数量を確実に納入することができること。

6 入札説明書及び仕様書等の交付について

- (1) 交付場所 「3に同じ」または、下北山村公式サイトよりダウンロード

7 入札等に関する質問

- (1) 質問書(様式第7号)に記入し、「3」のメールアドレスにメールで行うこと。
- (2) 質問に対する回答はメールにより、入札参加資格の申請があった全ての者に回答します。

8 入札参加資格の申請

競争入札に参加しようとする者は、村長が定める入札参加申込書を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申込書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。また、開札時において「5」に掲げる事項を満たしていなければなりません。

(1) 提出場所 「3に同じ」

(2) 申請書類

① 入札参加申込書（様式第1号）

② 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

③ 納入実績報告書（様式第3号）

④ 法人の場合は登記事項証明書。個人の場合は市区町村が発行する身分証明書

⑤ 入札、契約の締結並びに請求に使用する印鑑の届出書（様式第4号）

※ 下北山村入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記④・⑤の書類は免除とする。

⑥ モラルに対する誓約を記載した書面（様式第5号）

(3) 申請様式 申請書等は本村様式によるものとします。様式については、地域振興課に備えています。または、下北山村公式ホームページよりダウンロードして下さい。

(4) 提出方法 持参または郵送（簡易書留）とする。

9 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

10 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について村長に対し説明を求めることができる。

(2) 上記の説明を求める場合には、その旨を記載した書面（任意様式）を提出して下さい。

(3) 提出場所 「3に同じ」

(4) 提出方法 持参に限る。郵送及び電装による提出は受付しません。

(5) 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

11 同等品に関する事項

本入札については、物品仕様書に記載された物品を指定とし、同等品の取扱いはしないものとする。

12 入札に関する事項

(1) 入札方法

① 入札書（様式第8号）は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑で封緘したもの（入札用封筒）を持参又は、郵送用の封筒に入れ郵送すること。

② 入札用封筒は、下北山村長宛とし、入札番号、入札件名、入札者の住所、法人名、代表者名を記入し「入札書在中」と朱書きすること。

③ 郵送方法は、一般書留、簡易書留とし、郵送用の封筒には、入札件名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

④ 提出先 「3に同じ」

⑤ 入札書は、入札書受付締切日時までに到着すること。また、期限に関わらず速やかに提出すること

⑥ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き金額）を入札書に記載すること。

- ⑦ 入札書と併せて入札用封筒内に内訳書（任意様式）を同封すること。内訳書は参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(2) 入札の無効

次に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 下北山村契約規則第7条に規定する各号に該当する入札
- ② 競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- ③ 開札執行時点で「5」に掲げる資格のない者の行った入札

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

13 開札に関する事項

- (1) 開札は入札公告に記載している入札到着期限日、または入札参加者資格がある全ての者の入札書が提出された日の何れか早い日をもって開札することとする。

(2) 開札の執行

開札は、下北山村職員のうち当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者の内、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。最低価格が2名以上の場合は、下北山村職員による「くじ」により落札者を決定する。

14 その他

- (1) 本説明書についての問い合わせ先は下北山村役場地域振興課とする。
- (2) 落札者は契約書を作成することを要し、その費用は落札者の負担とする。

※ 下北山村契約規則（平成9年6月24日規則第3号）

（一般競争入札の無効）

第7条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

- (1) 村長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札